

自治基本条例に基づく自治運営に関する制度等一覧

平成20年11月26日
第1回川崎市自治推進委員会
資料5

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1章 総則

- 市民自治の基本理念（前文・第4条）
- 目的（第1条）
- 条例の位置付け（第2条）
- 「市民」「参加」「協働」の定義（第3条）
※市民＝本市の区域内に住所を有する人、通勤・通学者、事業者、市民活動団体等
- 自治運営の基本原則（第5条）
 - ・ 情報共有の原則
 - ・ 参加の原則
 - ・ 協働の原則

自治の基本を定める最高規範

第23条 情報提供
・要綱等の公表（平成19年7月から）
※政令市初
・市政だより、HP
他

第24条 情報公開
・「情報公開条例」（昭和59年（廃止）/平成13年4月1日施行）

第25条 個人情報保護
・「個人情報保護条例」（昭和61年1月1日施行）

第26条 会議公開
・「審議会等会議の公開に関する条例」（平成11年4月1日施行）

第27条 情報共有の手法等の整備
・総合コンタクトセンターの設置・運営（平成18年4月本格運用開始）
・みやまえぼーたろう（平成18年7月から）
※政令市初
・地域ポータルサイト（全市版）の活用（平成20年1月から）
他

情報共有による自治運営

市民

- 市民（第6条・第7条）
市民の権利、責務
- 事業者の社会的責任（第8条）
かわさきコンパクト他
- コミュニティの尊重等（第9条）
都市型コミュニティの検討 他

議会

- 議会（第10条・第11条）
議会の設置
議会の権限及び責務
- 議員（第12条）
議員の責務

市長等

- 市長等（第13条・第14条）
市長の設置、市長等の権限、責務等
- 行政運営等（第15条～第18条）
行政運営の基本等 財政運営等
行政評価
《市政運営の3本柱》
・新総合計画・川崎再生
フロントティアプラン
・新行財政改革プラン
・自治基本条例

市民オンブズマン、
人権オンブズパーソン

- 区（第19条～第22条）
区及び区役所の設置、区長の設置及び役割、必要な組織の整備等、
区民会議

区役所の組織整備等
・窓口サービスの向上
・市民活動に対する支援
・「区民会議条例」（平成18年4月11日施行）
他

参加・協働による自治運営

第28条 多様な参加の機会の整備等
・市長への手紙
・かわさき市民アンケート
・タウンミーティング
他

第29条 審議会等の市民委員の公募
・「附属機関等の設置等に関する要綱」（平成9年7月1日施行）
※市民公募委員比率2割以上
※審議会等への女性参加比率35%以上（男女平等推進行動計画）

第30条 パブリックコメント手続
・「パブリックコメント手続条例」の制定（平成19年4月1日施行）

第31条 住民投票制度
・住民投票条例の制定（平成20年6月24日制定）

第32条 協働推進の施策整備等
・協働型事業のルール（平成20年2月策定）
・協働推進窓口の設置（平成20年7月）
・区における協働型等の事業提案制度の実施

- 自治運営の制度等の在り方についての調査審議（第33条）
・第1期自治推進委員会（平成19年2月7日～平成20年3月31日）
・第2期自治推進委員会（平成20年11月26日～平成22年3月31日）

第4章 国や他の自治体との関係

- 国や他の自治体との関係（第34条）

第2章 自治運営を担う主体の役割・責務等

代表・信託
市民の福祉の増進

代表・信託

議決
監視
立案